「昇降機定期検査報告書 作成要領」の説明

東京都昇降機等定期検査報告書
実務マニュアル（2018年版）

- 第2章
  東京都における昇降機等定期検査報告制度の運用
- 第3章
  定期検査報告書の記入要領
- 第4章
  検査結果表の記入要領

第3章_第1面へ

第3章　定期検査報告書 第1面 (1/2)

指摘台数の記入要領

P350

定期検査報告書
(昇降機)
(第一面)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実に相違ありません。

① 特定行政庁　　様

記入訂正を行った場合は検査資格者の訂正印を押印する。

② 平成　　年　　月　　日

③ 報告者氏名　　印

④ 検査者氏名　　印

⑧

報告する昇降機の台数を記入する。

【4.　報告対象昇降機】
【イ. 検査対象昇降機の台数】　(　A　台)

A=B+D+E

【ロ. 指摘の内容】　要是正の指摘あり　B　台 (うち既存不適格　C　台)
要重点点検の指摘あり　D　台　指摘なし　E　台

既存不適格のみの場合、要是正欄にもその台数を記入する。

【ハ. 指摘の概要】

全号機の「要是正」「要重点点検」指摘について、「号機(複数台の場合)，検査項目指摘の概要(指摘状態を簡潔に)，指摘ﾚﾍﾞﾙ(要是正，要重点)を記入する。

【ニ. 改善予定の有無】　☐ 有　(　年　月に改善予定)　☐ 無
【ホ. その他特記事項】

台数の記入法
11項「検査結果による各指摘内容に対する記入方法」参照

11. 検査結果による各指摘内容の記入方法 [17年版業務基準書 P46・7]

P367

事例	指摘				検査結果表				報告書・概要書(第二面)【6. 検査の状況】【イ. 指摘の内容】(☑の記入)				報告書・概要書(第一面)【4. 報告対象昇降機】【ロ. 指摘の内容】台数カウント				
	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	☐要是正	(☐既存不適)	☐要重点点検	☐指摘なし	要是正	既存不適格	要重点点検	指摘なし	台数の記入
1号機	●	—	—	—	○							レ				1	
2号機	—	—	—	●			○	○	レ	レ			1	1			・要是正指摘あり　6台 (うち既存不適格　2台)
3号機	—	●	—	—		○					レ				1		[要是正　2,4,5,6,7,8号機] [既存不適格　2,6号機]
4号機	—	—	●	—			○		レ				1				
5号機	—	●	●	—			○		レ		レ		1				・要重点点検の指摘あり　1台 [要重点点検　3号機]
6号機	—	●	—	●		○	○	○	レ	レ	レ		1	1			
7号機	—	—	●	●			○		レ				1				・指摘なし　1台 [指摘なし　1号機]
8号機	—	●	●	●			○		レ		レ		1				

第3章　定期検査報告書 第1面 (2/2)

「指摘の概要」記入要領

P352

項　目	記　入　要　領
⑧【4. 報告対象昇降機】	a)【イ. 検査対象昇降機の台数】 b)【ロ. 指摘の内容】 } 11 項「検査結果による各指摘内容に対する記入方法」を参照の上台数を記入する。該当昇降機がない時には「0 台」と記入する。空欄は不可。 c)【ハ. 指摘の概要】全号機の「要是正」「要重点点検」指摘に対し次の内容を必ず記入する。号機(複数台の場合)，検査項目番号，指摘概要(指摘状態を簡潔に)，指摘ﾚﾍﾞﾙ(要是正，要重点)を記入する。 〈例〉No. 2 号機 1(2)換気扇が動作せず（要是正） d)【ニ. 改善予定の有無】要是正，要重点指摘の場合は「有」「無」のいずれかに「レ」を入れる e)【ホ. その他特記事項】「要是正」「要重点点検」指摘以外の報告すべき事項がある場合記入する。

■「要是正」指摘 記入事例 1

「要是正」「要重点点検」の時は「有」「無」の「レ」を忘れずに！

【4. 報告対象昇降機】
【イ. 検査対象昇降機の台数】（　1　台）
【ロ. 指摘の内容】　要是正の指摘あり　1　台（うち既存不適格　0　台）
　　要重点点検の指摘あり　0　台　指摘なし　0　台
【ハ. 指摘の概要】　3.8外部への連絡装置に要是正あり
【ニ. 改善予定の有無】　☐ 有（　年　月に改善予定）　☑無
【ホ. その他特記事項】

指摘状態(状況)を簡潔に記入して下さい！
〈例〉管理室外部にベル鳴動聞こえず
外部への連絡先明示なし

■「要是正」指摘 記入事例 2

【4. 報告対象昇降機】
【イ. 検査対象昇降機の台数】（　1　台）
【ロ. 指摘の内容】　要是正の指摘あり　1　台（うち既存不適格　0　台）
　　要重点点検の指摘あり　0　台　指摘なし　0　台
【ハ. 指摘の概要】　要是正：1-（6）制御器　1-（14）ブレーキ　要重点：6-(10)釣合おもり底部すき間
【ニ. 改善予定の有無】☑有（2019 年 5 月に改善予定）　☐無
【ホ. その他特記事項】

指摘が複数あると、記入スペースが足らなくなりますが
できるだけ簡潔に書くことを心がけ、それでも不足する
場合は、別紙に必要な事項を記入し添付して下さい。

■「その他」指摘 記入事例 3

【4. 報告対象昇降機】
【イ. 検査対象昇降機の台数】（　2　台）
【ロ. 指摘の内容】　要是正の指摘あり　0　台（うち既存不適格　0　台）
　　要重点点検の指摘あり　0　台　指摘なし　2　台
【ハ. 指摘の概要】　2号機:3(4)踏段の踏面が一部欠損している（その他）
【ニ. 改善予定の有無】　☐ 有（　年　月に改善予定）　☐無
【ホ. その他特記事項】

「要是正」「要重点点検」以外の指摘項目は「その他」欄に記入する。

第3章_第2面へ

第3章　定期検査報告書 第2面_備考（1/3）

（第二面）

【8．備考】

【備考】には何を書くか！

建築物等の名称：　　登録番号

検査会社のコード等：

P356-357

項　目	記　入　要　領
⑧【8．備考】	本欄は、主に第一面，第二面の記載事項に対し変更になった場合の記載に使用する。記載に必要な項目・記載の時期は次のとおりである。記入欄が不足する場合は、別紙(次頁「別紙様式例」参照)に必要な事項を記入し添える。 a)所有者，管理者，建物名称・用途 変更　等　［変更の都度］ b)大臣認定取得の装置　［報告都度］ 〈例〉戸開走行保護装置，平形ロープ，可変速度方式エレ，終端階強制減速装置　等 c)戸開走行保護装置における当初仕様と異なる部品交換時の大臣認定変更時 *大臣認定不適合による型式変更時にも忘れずに！*［交換後初回報告］ 戸開走行保護装置は装置全体として大臣認定を行っている。この為、当初型式と異なる仕様の部品に交換になる場合、その他装置が同一であっても当初と異なる大臣認定番号が付与される。このような場合交換後初回の定期検査報告書の本備考欄に次のように記載する。 第二面備考欄に、ブレーキスイッチの変更により UCMP の大臣認定番号が変更となった旨を記載する。変更点が複数にわたる場合には、別紙に記載し明確化すること。 〈例 1〉平成□年×月◇日： ブレーキスイッチを A 形から B 形に交換したことにより大臣認定番号の変更 大臣認定番号〇〇の UCMP から大臣認定番号△△の UCMP に変更 〈例 2〉平成□年×月◇日大臣認定番号〇〇から大臣認定番号△△の UCMP に変更 (変更点は別紙に記載) d)昇降機(遊戯施設)特殊仕様　［報告都度］ ・リニア式，水圧式，ベースメント，サイドマウント　等 e)昇降機(遊戯施設)仕様 変更　［工事後初回報告］ ・リニューアル工事(※) ・改修工事（仕様，検査結果が変わる工事） 〈例〉耐震工事，地震時等管制運転装置追加，階床増設　等 ・階床変更（増設，階床名変更　等） f)「既存不適格」指摘が前年度に対し変更となった時の理由　［変更時］ g)その他特筆すべき事項　［都度］ (※)リニューアル記載事項 ・主な交換装置（巻上機，電動機，制御盤，　等） ・追加装置（戸開走行保護装置，昇降路・ﾋﾟｯﾄ耐震，地震時等管制運転装置　等） ・行政収受番号（12 条 5 項報告の場合） ・大きな構造変更（機械室有⇒無，油圧式⇒ロープ式　等）

第3章　定期検査報告書 第2面_備考 (2/3)

前回指摘に対する変更時の記載

既存不適格変更 記入事例 1

【8. 備考】
戸開走行保護装置【大臣認定番号ENNNUN-1787】
1(18)駆動装置等の耐震対策・4(14)昇降路内の耐震対策・4(16)釣合おもりの各部・6(12)ピット内の耐震対策、前回検査より修正有り

既存不適格変更 記入事例 2

【8. 備考】
2(3)主索又は鎖…前回検査時、既存不適格→指摘なしに変更

変更理由を簡潔に記入要

既存不適格変更 記入事例 3

【8. 備考】
2(3), 2(5)主索・主索取付部：平25国告第1047号の規定に適合していることを確認し「指摘なし」へ判定を変更。

【注意！】

1. *前回「既存不適格」指摘を変更する場合、必ず第2面「備考」欄に*
   - *検査番号*
   - *項目*
   - *変更理由(簡潔に)*　　*を必ず記入して下さい。*

2. *「要是正」を改善した場合は、必ず「昇降機等改善工事完了届」が必要。報告書にて改善を報告する場合は、報告前か報告と同時に「昇降機等改善工事完了届」の提出が必要。（基本的に、「昇降機等改善工事完了届」未発行で「要是正」指摘を解消することはできません！）*

   特異な例として、製造者 基準値変更により「要是正」でなくなるケースが発生しました。この場合などは、所轄特定行政庁に必ず確認し、その指示に従って下さい。

第3章　定期検査報告書 第2面 (1/3)

再検査報告時の注意

定期検査報告書 第2面　　（第二面）

【2. 検査日等】　再検査日　平成　年　月　日　← 再検査日を記入

【イ. 今回の検査】　平成　年　月　日　実施

【ロ. 前回の検査】　☐ 実施　（平成　年　月　日　報告）　☐ 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】　☐ 有　☐ 無

【3. 検査者】

（代表となる検査者）

【イ. 資格】　（　　）建築士　（　　）登録　第　　号

昇降機等検査員　第　　号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】　本検査　検査者氏名

第2面を本検査・再検査で共用する場合で本検査と再検査の検査者が異なるとき

（その他の検査者）

【イ. 資格】　（　　）建築士　（　　）登録　第　　号

昇降機等検査員　第　　号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】　再検査　検査者氏名

実務マニュアル

P354

項　目	記　入　要　領
③【3. 検査者】	（その他検査者） a) 検査者が複数の場合は、代表以外の検査者を上記と同様に記載する b) 再検査を実施し、本検査と再検査の検査者が異なった場合は次のとおり記入する。 （第 2 面を本検査・再検査で共用する場合） ・本検査の検査者を（代表となる検査者）欄に記入 ・再検査の検査者を（その他検査者）欄に記入 ［注記］ 第 2 面を共用せずにつける場合は、本検査，再検査の検査者を、それぞれの（代表となる検査者）欄に記入する。１２項「『平 20 国告第 283 号改正』施行日を跨いだ場合の定期検査（再検査）報告書」参照

再検査 検査結果表

別記第一号（Ａ４）

主索又は鎖で吊るエレベーター　　検査結果表

（第1第1項第1号に規定する昇降機）

再検査

［機械室あり・機械室なし］

		検査者番号
当該検査に関与した検査者	代表となる検	
	その他の検	

再検査の検査結果表には、右上（前ページ）に「再検査」と必ず明記して下さい。（訂正等による差し替え時、判別が付かなくなる為）

昇降機番号

番号	検査項目	検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
1	**機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)**					
(1)	機械室への通路及び出入口の戸					
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等					
(3)	機械室の床の貫通部					
(4)	救出装置					
(5)	開閉器及び遮断器					

第4章_1(6) へ

第4章　検査結果表_1(6) 接触器 (1/12)

■ 実務マニュアル

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板　　17 年業務基準書 P226～229 参照

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板 目視確認 交換基準確認	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 (A) (B) フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） (C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （　　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 (D) 最終交換日 年　月　日 (E)「その他必要と考える事項」

① 接触器の判定は、別表第1で指示されているとおり目視と交換基準の2つで判定する必要がある。
告示 別表第1　［17 年業務基準書 P65･66］

(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。
		ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。
		ロ 変形があること。

(A) 目視確認
別表 1(に)欄の判定基準にて
・該当せず：「適」
・該当する：「否」
・目視確認できず：「確認不可」

(B) フェールセーフ設計
製造者資料(※)により該当有無を選択する ⇒ 検査判定はない
(※) 製造者公開(ホームページ等)されている技術資料
【注記】
フェールセーフ設計か判断できない場合は「該当しない」を○で囲む

第4章　検査結果表_1(6) 接触器 (2/12)

P381−382

■ 実務マニュアル

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板　　17 年業務基準書 P226～229 参照

(6)	制御器	目視確認 接触器、継電器及び運転制御用基板 交換基準確認	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 (A)	適・否・確認不可
			(B) フェールセーフ設計 （該当する・該当しない）	(D) 最終交換日 年　月　日
			(C) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （　　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	(E)「その他必要と考える事項」

(C)交換基準

イ：製造元が指定する交換基準(※)を記入

① 交換基準が複数ある場合は、それぞれを記入

② 製造者交換基準を定めていない場合は「なし」と記入（「イ」に〇無し、（　　）内空欄はダメ）

(※)製造者公開(ホームページ等)の技術資料より記入

ロ：製造元が倒産等により製造者が指定する交換基準を知りえない場合に検査者が記入

(交換基準を複数指定する場合はそれぞれを記入)

【注記】

① **フェールセーフ設計と交換基準**

フェールセーフ設計が「該当する」の場合は交換基準を定める必要なし。但し、フェールセーフ設計の場合でも製造者が交換基準を示していれば検査対象となる。

(17 年業務基準書 P227～228)

② **交換基準の判定**

交換基準に製造者が「著しい摩耗があること」を定めているにも関わらず、接触器の接点状態を確認できない場合は「要是正」とする。

(D)最終交換日(※)

(※)交換とは、本体一式交換の他に接点の交換も含む

① 交換した最終日を[上段]に記入

a)交換日を知りえない場合は設置日又は使用開始日を記入

b)一度も交換していない場合は設置日又は使用開始日を記入

c)製造者が最終交換日の欄に記入する接触器を指定している場合は、その接触器の最終交換日及び名称を記入

② ①の最終交換日の接触器名称を[下段]に記入

③ (同一交換基準)接触器が複数ある場合

交換日が最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段に記入

④ (異なる交換基準)接触器が複数ある場合

各交換基準の中で、最も古い接触器を選択しその接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段にそれぞれ記入

(書ききれない場合は「特記事項」又は別添用紙に記入)

(E)「その他必要と考える事項」

① **交換基準で判定した結果を記入(同一交換基準)**

対象となる接触器が複数ある場合には、交換基準に最も早く達すると予測される接触器を選択し、その接触器との名称と判定した結果を記入する。

② **交換基準が異なる場合**

交換基準毎に判定し、それぞれの接触器名称及び判定した結果を記入する。

③ **交換基準が使用年数でない場合**

最終交換日の接触器が最も早く作動回数等の交換基準に達するとは限らないので、最終交換として選択した接触器と交換基準で判定した接触器は（同一でも）それぞれ記入する。

③「その他必要と考える事項」を記入（検査者判断　フリー）

第4章　1(6) 接触器 (3/12)_製造者HP

■ 三菱電機(株) 定期検査情報掲載HP

MITSUBISHI ELECTRIC Changes for the Better　三菱電機

総合サイトマップ　三菱電機サイト内検 検索 ?

個人のお客様 | 法人のお客様 | 企業情報 | from ME | 製品一覧 | ニュースリリース

三菱エレベーター・エスカレーター
Elevator&Escalator Solution

文字サイズ: 小 中 大

トップページ | 製品情報 | 納入事例 | 作図サポート | プランニングサポート | デザイン計画 | お問い合わせ

定期検査情報
- 定期検査情報

定期検査情報

平成20年国土交通省告示283号改正に伴う追加情報(2018-3-30版)
平成20年国土交通省告示283号改正に伴う追加情報【機種:YS-MYA及びVFYL】(2018-3-30版)
平成20年国土交通省告示283号改正に伴う追加情報【機種:小荷物専用昇降機】(2018-3-30版)

プランジャー測定対象エレベーターの技術情報(2018-7-12版)

エレベーター

ロープ式エレベーター(機械室あり)(2018-3-30版)
ロープ式エレベーター(荷物用／自動車用)【型式:ME-VYF】(2018-7-25版)
ロープ式エレベーター(機械室なし)(2018-3-30版)
油圧式エレベーター(2018-7-25版)
ホームエレベーター(2008-5-20版)

■ (株)日立ビルシステム 定期検査情報掲載HP

昇降機の法定検査と安全確保について

BUILCARE

ドキュメントリスト

以下より関係資料（PDF形式）をダウンロードいただけます。

なお、このダウンロードページは、ご利用時間を約30分と制限させていただいております。
制限時間経過後、本ページは自動で戻りますので、ご注意ください。

No.	資料名称	資料No.	公開日/最終更新日	資料
■法定検査に関する技術資料				PDF
1.	日立昇降機の法定検査に関する検査結果の判定基準（エレベーター巻上機綱車（シーブ）溝摩耗状態と溝間の摩耗差）	ELM08-01	2017年12月1日	
2.	日立昇降機の法定検査に関する検査結果の判定基準（エレベーター巻上機ブレーキのパッド残存厚み）	ELM08-02	2017年7月7日	
3.	日立昇降機の法定検査に関する検査結果の判定基準（エスカレーター駆動装置ブレーキのパッド残存厚み）	ESM08-02	2015年6月15日	

第4章　1(6) 接触器 (4/12)_製造者 基準

製造者技術資料をよく見て検査結果表に記入下さい！

《例えば》某製造者技術資料には次のような記載があります。

■接触器の確認方法

①接点を目し確認可能か確認します
→ NG → ③へ
↓ OK

②接点に著しい摩耗がないか確認します
→ NG → 要是正判定　③へ
↓ OK

③回路がフェールセーフであるか確認します
→ フェールセーフである → 確認終了 検査結果記録へ
↓ フェールセーフでない

④当社が指定する基準に基づいて確認します

フェールセーフ設計該当ありは交換基準がない！

交換基準は、接触器に対し1つではない指定の別添用紙有り！

■検査対象 接触器

制御方式	回路区分	接触器	フェールセーフ設計	部品型番
***／*	電動機	5	非該当	S型
		5S	該当	
		7	非該当	A-7型
	ブレーキ	3	非該当	BA10型
		4	非該当	BA10型

- *制御方式他より検査対象昇降機の接触器を検索する。*
- *フェールセーフ設計の該当有無を確認する。*
  ⇒ 該当・非該当 混在時の検査結果表の記入等指示あり
- *検査結果表は接触器名を記入する。接触器型番ではない。*
- *フェールセーフ設計 非該当接触器は、交換基準を同資料より確認する。*
- *製造元「別添」様式がある場合には、その指定用紙を使う。*

第4章　1(6) 接触器 (5/12)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 1 【所定「別紙」使用指示ある製造者 昇降機】

(2)		開閉器及び遮断器			○				1
(3)	制御器	接触器、継電及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （ 著しい摩耗 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適 ・ 否 ・ 確認不可 最終交換日 昭和 45 年 7 月 1 日 #1、#2、#6 #1、#2、#6 著しい摩耗なし	○				1
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （ 著しい摩耗 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適 ・ 否 ・ 確認不可 最終交換日 昭和 45 年 7 月 1 日 #1、#2、#6 #1、#2、#6 著しい摩耗なし					

⇒ 本製造元の接触器交換基準には、「可動部状態の確認」もあり。漏れている。

■ 接触器 記入事例 2 【所定「別紙」使用指示ある製造者 昇降機】

(2)		開閉器及び遮断器			○				1
(3)	制御器	接触器、継電及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （ 特記事項 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適 ・ 否 ・ 確認不可 最終交換日 平成 26 年 10 月 28 日 #80 特記事項	○				1
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （ 特記事項 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適 ・ 否 ・ 確認不可 最終交換日 昭和 58 年 3 月 1 日 #FBK、#BRS 特記事項					

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(6)	接触器、継電器及び運転制御用基板	・電動機主回路用接触器交換基準	・著しい摩耗があること	フェールセーフ非該当 主接点を目視により確認・適 最終交換日：平成26年10月28日 #80　著しい摩耗なし	－
			・交換基準なし	フェールセーフ該当 主接点を目視により確認・適 最終交換日：平成14年6月1日 #1、#2	

⇒ 本製造元の接触器交換基準には「可動部状態の確認」もあり。漏れている。
また、本製造者技術資料には、フェールセーフ設計非該当のみ記入とあり。間違いではないが省略することができた。

製造者指定の別添用紙を使用することにより、製造者基準に基づいた漏れの無い報告をお願いします。

第4章　1(6) 接触器 (6/12)_報告書実例

装置での判定を指示している製造者も有り。注意をして下さい！

■ 接触器 記入事例 3

(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （　稼動年数 10年　） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成 27年 1月 30日 [インバータ] [インバータ] 3年	○				
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 (10万回、10年のいずれか早く到達した方) ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成 27年 1月 30日 【3】 【3】 7800回 3年					

■ 接触器 記入事例 4

(4)	制御器	開閉器及び遮断器			○				
(5)		接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （　200万回　） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 2013年 6月 24日 ユニット動力盤 ユニット動力盤 8293回	○				

■ 接触器 記入事例 5

(4)	制御器	開閉器及び遮断器			○				
(5)		接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （特記事項欄に記入　） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成10年 7月 7日 M2、LM 特記事項欄に記入	○				

特記事項					
1(5)	電動機主回路接触器の主接点	指定する交換基準	M2、LM　著しい摩耗があること LM駆動ユニット、LVW、M2W、DOLX 100万回	M2　著しい摩耗なし 最終交換日平成28年4月21日 LM　著しい摩耗なし 最終交換日平成10年7月7日 LM駆動ユニット　0回 最終交換日平成29年7月20日 LVW、M2W、DOLX　53万回 最終交換日平成23年1月13日	---

第4章　1(6) 接触器 (7/12)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 6 【「フェールセーフ設計該当あり⇒交換基準なし」製造者のエレベーター】

(5)		開閉器及び遮断器			○				1
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （著しい摩耗がある） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成 19 年 4 月 27 日 5 5 著しい摩耗なし	○				1
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （著しい摩耗がある） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成 25 年 6 月 21 日 LB LB 著しい摩耗なし					

⇒ 本製造元技術資料では、フェールセーフ設計該当有り は交換基準なし。
【注意】フェールセーフ設計該当有りでも、交換基準がある製造者・機種がある。

■ 接触器 記入事例 7

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （戸開走行保護装置検査表参照） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成26年 2月14日 AMC1 ~~H26. 02. 14~~ 戸開走行保護装置検査表参照	○				
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （戸開走行保護装置検査表参照） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成26年 2月14日 1BK ~~H26. 02. 14~~ 2BK ~~H26. 02. 14~~ HBK ~~H26. 02. 14~~ 戸開走行保護装置検査表参照					

判定欄にも記載の書類名（「特記事項」等）を記入する。

⇒「フェールセーフ設計該当有りは交換基準なし」としている製造者でも、UCMP付きの場合は交換基準を設定している機種がある。

フェールセーフ設計該当有りの場合交換基準の設定は一律ではありません。
製造者技術資料をよく確認して下さい。

第4章　1(6) 接触器 (8/12)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 8

(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （ 著しい摩耗があること ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適 ・ 否 ・ 確認不可 最終交換日 1965年11月9日 #UP 著しい摩耗なし	○	最も古い接触器と同一ならば #UP　著しい摩耗無し			
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （ 著しい摩耗があること ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適 ・ 否 ・ 確認不可 最終交換日 1965年11月9日 #BR 著しい摩耗なし		最も古い接触器と同一ならば #BR　著しい摩耗無し			

⇒【最終交換日】

最終交換日には、検査を行った折衝機の中から、交換日が最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段に、接触器名を下段に記入して下さい。

【交換基準で判定した結果】

交換基準で判定した結果を記入して下さい。対象となる接触器が複数ある場合には、交換基準に最も早く達すると予測される接触器を選択し、その接触器名称及び判定した結果を記入して下さい。但し、交換基準が使用年数でない場合は、最終交換日の接触器が最も早く交換基準に達するとは限らないので、最終交換日として選択した接触器と交換基準で判定した接触器は、(同一でも)それぞれ記入する。

現在でも接触器記入漏れが多い。注意をお願いします！

■ 接触器 記入事例 9【正しい記載例】

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （著しい摩耗があること ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 平成16年 3月 2日 G T 著しい摩耗 なし	○				
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （著しい摩耗があること ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 平成16年 3月 2日 G T 著しい摩耗 なし					

最終交換日
接触器名称

交換基準の判定
接触器名称（年数以外の交換基準は省略不可）

この書き方が基本です

第4章　1(6) 接触器 (9/12)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 10

(5)		開閉器及び遮断器			○				
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する ・ 該当しない） 交換基準 ㋑ 製造者が指定する交換基準 （MC. BOR/30年 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 平成12年 2月25日 H271221 上BOR/17年 下MC/2年	○	平成12年2月25日 BOR BOR ／17年			
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する ・ 該当しない） 交換基準 ㋑ 製造者が指定する交換基準 （UD. LB/10年100万回 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日28 平成~~19~~年11月 6日 UD/1年162000回 LB/1年162000回	○	平成28年11月6日 UD UD ／1年 162000回			

⇒同一交換基準の場合は
最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触器名称を下段に記入

■ 接触器 記入事例 11

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する ・ 該当しない） 交換基準 ㋑ 製造者が指定する交換基準 （30年 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 平成18年 4月 1日 MC MC 12年	○	平成29年5月19日 平成**年*月**日 上段：LB 下段：UD LB 1年 12万回 UD *年 **万回			
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する ・ 該当しない） 交換基準 ㋑ 製造者が指定する交換基準 （LB10年100万回 UD10年50万回 ） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 平成29年 5月19日 LB/UD LB/UD 1年12万回					

⇒(異なる交換基準)接触器が複数ある場合
① 各交換基準の中で、最も古い接触器を選択し、その接触器の最終交換日を上段、接触記名を下段にそれぞれ記入。(書きれない場合は「特記事項」又は別添用紙に記入)
② 交換基準毎に羽石、それぞれの接触器名称及び判定した結果を記入

第4章　1(6) 接触器 (10/12)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 12

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （別紙参照 ） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 平成11年12月25日 別紙参照					同じ交換日でも
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （LB 10年100万回 UD 10年50万回 ） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 平成25年 1月 1日 平成25年1月1日 LB 5年111万回 UD 5年111万回			○		平成25年1月1日 平成25年1月1日 上段:LB 下段:UD LB 5年111万回 UD 5年111万回

■ 接触器 記入事例 13

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （ 該当する ・ 該当しない ） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （LB:10年/100万回 UD:10年/50万回） ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 （ ）	適・否・確認不可 最終交換日 平成25年12月 1日 上段LB下段UD LB3年/28万回 UD3年/28万回			○		平成25年12月1日 平成25年12月1日 上段:LB 下段:UD LB 3年 28万回 UD 3年 28万回

⇒同じ交換日でも
（異なる交換基準）の場合は、交換基準毎に最終交換日，交換基準に対する判定をそれぞれ記入する。
同じ交換日でも省略しない！

複数ある接触器が、同一交換基準，異なる交換基準等、決められた書き方での記入をして下さい。

第4章　1(6) 接触器 (11/12)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 14

i)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準 （　なし　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　）	適・否・確認不可 最終交換日 2014年12月20日 EM MGM S	○				
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準 （　なし　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　）	適・否・確認不可 最終交換日 2014年12月20日 BKM					

⇒最終交換日は、最も古い接触器を選択し、最終交換日を上段、接触器名称を下段に記入

■ 接触器 記入事例 15

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準 （別添　） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　）	適・否・確認不可 最終交換日 年　月　日 別添 別紙参照	○				

U, D, UDの中で最も早く交換基準に達する接触器を選択

検査項目		
接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路用接触器の主接点　別　添 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準（著しい摩耗があること） ロ. やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値（　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成 20 年 6 月 10 日 U U:著しい摩耗なし
	接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準（著しい摩耗があること） ロ. やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値（　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成 20 年 4 月 14 日 D D:著しい摩耗なし
	接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ 製造者が指定する交換基準（著しい摩耗があること） ロ. やむを得ない事情により、点検者が設定する要是正となる基準値（　）	適・否・確認不可 最終交換日 平成 20 年 2 月 4 日 UD UD:著しい摩耗なし

⇒同一交換基準の場合は
最も古い接触器を選択し、最も早く交換基準に達する接触器の判定結果を記入する。

第4章　1(6) 接触器 (12/12)_報告書実例

■ 接触器 記入事例 16

番号	検査項目				検査結果				担当検査者番号
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
(3)	制御器	開閉器及び遮断器			○				
(4)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （著しい摩耗があること） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 設置日 H7年 5月 22日 11T12T著しい摩耗なし	○		○		
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 （該当する・該当しない） 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 （著しい摩耗があること） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 （　　）	適・否・確認不可 最終交換日 設置日 H7年 5月 22日 10T著しい摩耗なし					

目視不可なので接触器接点の摩耗状況は確認できません。よって「要是正」になります。

第4章_2(3) へ

第4章　検査結果表_2(3) 主索 (1/6)

■ 検査結果表 2(3)

番号	検査項目				検査結果			
					指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号　(　　) 直径　(　　mm)　未摩耗直径(　　mm)	%				
			素線切れ 最も摩損した主索の番号　(　　) 該当する素線切れ判定基準(　　) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本				
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 谷部が赤錆色に見える主索の番号(　　) 直径　(　　mm)　未摩耗直径　(　　mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準(　　)	% 1構成よりピッチ内の最大の素線切れ数　本				
			主索本数(　　本) 要重点点検の主索の番号(　　)　要是正の主索の番号(　　)					

「錆」判定欄追加
「摩耗」「摩損」「錆」
をそれぞれの欄にて
判定する。

■ 実務マニュアル

P386-388

2(3) 主索又は鎖　　17 年業務基準書

③「素線切れ」には、・・・・・・

4(6) 調速機ロープ判定も同じ

表1　素線切れ判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせて記入すること。
- a 素線切れの判定記号
  - 1 素線切れが平均に分布する場合
  - 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
  - 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
  - 4 谷部で素線切れが生じている場合
- b 判定結果の記号
  - イ 要是正判定の場合
  - ロ 要重点点検判定の場合
  - ハ 指定なしの場合

＜記入例＞ ＜例1＞素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合
該当する素線切れの判定基準 (1－イ)
＜例 2＞素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要重点点検であった場合
該当する素線切れの判定基準 (1－ロ)
＜例 3＞素線切れが特定の部分に集中している状況であるが、指摘なしの範囲である場合
該当する素線切れの判定基準 (2－ハ)
＜例 4＞素線切れが全くなく、指摘なしの場合
該当する素線切れの判定基準 (ハ)

素線切れが、平均的に分布(「1」)か
特定部分に集中(「2」)かの明示要

■記入事例 1（検査結果表）

主索	素線切れ 最も摩損した主索の番号(2) 該当する素線切れ判定基準(ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 1 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 1 本

「1-ハ」もしくは「2ーハ」
の記入になります！

■記入事例 2（検査結果表）

主索	素線切れ 最も摩損した主索の番号(素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準(該当なし) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 ~~70%超・70%以下~~	1よりピッチ内の素線切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 0 本

「ハ」と記入になります！

(4)主索又は鎖・調速機ロープの判定

① 検査事項・検査方法と判定基準

[国土交通省告示 平28年国告第1179号(2017年4月1日施行)]

(い)検査事項	(ろ)検査方法	(に)判定基準				
		基準記号＼判定記号		イ. 要是正	ロ. 要重点点検	ハ. 指摘なし
				次に揚げる基準(以下「素線切れ**要是正判定基準**」という)のいずれかに該当すること。	次に揚げる基準(以下「素線切れ**要重点点検判定基準**」という)のいずれかに該当すること。	告示には記載無いが以下を業務基準書の「ハ **指摘なし判定基準**」とする。
主索又は鎖・調速機ロープの 径の状況	乗降する頻度の最も高い階(基準階)から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	摩耗部分の主索の直径		最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して**90%未満**であること。	最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して**92%未満**であること。	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して**92%以上**であること。
主索又は鎖・調速機ロープの 素線切れ状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に主索が綱車にかかる箇所、綱車による曲げ回数が多い箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する	1	素線切れが**平均**に分布している場合	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあっては**24本**、8より鋼索にあっては**32本を越えている**こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが**4本を越えて**いること	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあっては**18本**、8より鋼索にあっては**24本を越えている**こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが**3本を越えて**いること	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあっては**18本**、8より鋼索にあっては**24本以下**のこと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが**1本以上3本以下**であること
		2	素線切れが特定の部分に**集中**している場合	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあっては**12本**、8より鋼索にあっては**16本を越えている**こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが**9本を越えて**いること	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあっては**9本**、8より鋼索にあっては**12本を越えている**こと又は1構成より1ピッチ内の素線切れが**7本を越えている**こと	1よりピッチ内の素線切れ総数が6より鋼索にあっては**9本**、8より鋼索にあって は**12本以下であること**又は1構成より1ピッチ内の素線切れが**1本以上7本以下**であること
		3	素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が**70%以下**である場合	1構成より1ピッチ内の素線切れが**2本を超えている**こと。	素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が**70%以下**であること	
		4	**谷部で素線切れ**が生じている場合	谷部で**素線切れが生じている**こと	―	
主索又は鎖・調速機ロープの 錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉にり谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	1	**錆びた摩耗粉**が多量に付着している場合	**素線の状況が確認できないこと**	―	
		2	**点状の腐食**が多数生じている場合	表面が**点状の腐食が多数生じていること**	―	
		3	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して**94%未満**である場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して**94%未満**であること。	―	
		4	錆びた摩耗粉により**谷部が赤錆色**に見える部分がある場合	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の素線切れが**2本を超えている**こと。	錆びた摩耗粉により谷部が**赤錆色に見える箇所があること。**	
主索又は鎖・調速機ロープの 損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する			著しい損傷又は変形があること	―	
鎖の 給油及び外観の状況	全長を目視により確認する			著しい損傷、変形、ねじれ腐食等があること。	給油が不十分であること。	
鎖の 摩耗の状況	摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鎖車にかからない部分の長さを測定する。			最も摩耗の進んだ部分の長さが鎖車にかからない部分の長さと比較して、伸びが1．5%以上あること	―	

第4章　検査結果表_2(3) 主索 (3/6)

P388

■ 実務マニュアル

2(3) 主索又は鎖	17 年業務基準書 P249～256 参照

⑦　別添1様式の写真添付について
2(3)「主索又は鎖」において
・最も摩耗した主索又は鎖として指摘した写真
・最も摩損した主索として指摘した写真
・錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として指摘した写真
の3枚の写真をそれぞれ別添 1 様式に従い添付する。ただし、同一位置の場合は省くことができる。[詳細 別添1様式 P449～ 参照]

別添1・2様式 記入要領

検査結果表 2(3)の判定と同じとなります！

P452

■ 実務マニュアル

検査結果は2(3)[ロープ式エレ]と同じとなる

【例1】 摩耗・摩損・錆がそれぞれ異なる主索で発生した場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (1)	検査結果 ☑要是正　□要重点点検　□ 指摘なし
写真	特記事項 最も摩耗した部分は 主索番号1の「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号 (3)	検査結果 ☑要是正　□要重点点検　□ 指摘なし
写真	特記事項 最も摩損した部分は 主索番号3の「1階床レベル上500mmでかご下右綱車にかかる位置」

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号(4)	検査結果 ☑要是正　□要重点点検　□ 指摘なし
写真	特記事項 最も錆の摩耗粉が多量に付着し素線の状況が確認できない部分は 主索番号4の「最下階停止時巻上機綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」

【例2】 摩耗・摩損・錆がそれぞれ同一主索・同一位置でで発生した場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号(1)	検査結果 ☑要是正　□要重点点検　□ 指摘なし
写真（同一場所であれば纏めてよい）	特記事項 最も摩損，摩耗，赤錆の谷部で2本以上の素線切れが同一場所に発生してい箇所は、「最下階停止時 巻上機綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」

第4章　検査結果表_2(3) 主索 (4/6)

同一主索・同一位置に摩耗・摩損が発生した場合（錆も同じ）

■ 記入事例 3（検査結果表）

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号（ 2 ） 直径（ 10.0 mm） 未摩耗直径（ 10.2 mm）	98.0 %					
			素線切れ 最も摩損した主索の番号（ 2 ） 該当する素線切れ判定基準（2-ハ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・ 70%以下	1よりピッチ内の素線切れ数 1 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 1 本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号 （ --- ） 直径（ --- mm） 未摩耗直径（ --- mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 （ --- ）	--- %			○	○	
				1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 0 本					
			主索本数（ 3 本） 要重点点検の主索の番号（ --- ） 要是正の主索の番号（ --- ）						

同じ主索に
摩耗・摩損有り

■ 記入事例 4（別添1様式）

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号（ 2 ）	検査結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☑ 指摘なし
「最も摩耗・摩損した主索の位置は、」→	特記事項 かごが1階停止減速時につり合いおもりの吊り車にかかる位置

別添1様式「特記事項」記入要領

■特記事項の記入要領

P451

特記事項 〈記入例〉

最も摩耗・摩損した主索の位置を特定できるよう記入する。

- 最も摩耗した主索部分は「最下階停止時かご下右綱車にかかる箇所より上1,500mmの位置」
- 最も摩損した主索部分は「1階床レベル上500mmでかご下綱車にかかる位置」
- 最も摩損した主索部分は「かごが最上階停止時駆動綱車にかかる曲げ回数の多い位置」である。

■記入事例 4（主索特記事項）

	検査結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☑ 指摘なし

特記事項

ロープ、右が3番になります。

撮影日：平成30年1月16日

撮影箇所：減速開始位置基準階1階レベル上1000mmにかごがある場合かご下綱車にかかっている箇所。

第4章　検査結果表_2(3) 主索 (5/6)

■記入事例 5（検査結果表）

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号（ 5 ） 直径（ 12.1 mm） 未摩耗直径（ 12.1 mm）	100 %					
			素線切れ 最も摩損した主索の番号（ ~~3~~ ） 該当する素線切れ判定基準（ハ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 ~~70%超・70%以下~~	1よりピッチ内の素線切れ数 0 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 0 本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号 （ --- ） 直径（ --- mm） 未摩耗直径（ --- mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 （--- ）	--- %			○	○	
				1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数 0 本					

素線切れがない場合
「素線切れ無し」と記入する

■ 実務マニュアル　P378

◎	◎	(3)	主索又は鎖 (*)	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号（ 番号を記入 ） 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm）	%				
					素線切れ 最も摩損した主索の番号（ 番号を記入 ） 該当する素線切れ判定基準（ ） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 ~~70%超・70%以下~~	1よりピッチ内の素線切れ数 本 1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本				
					錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号 番号を記入 直径（ mm） 未摩耗直径（ mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（	% 1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数 本				
					主索本数（ 本数を記入 本） 要重点点検の主索の番号（ ） 要是正の主索の番号（					

要是正　＝ 90%未満
要重点点検＝ 92%未満

素線切れがない場合、両方を抹消する。

判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する。
（「該当なし」等の記入はマチガイ）

・「なし」の場合
その他の［　］内項目は記入不要。空欄とする。
（「ー」とするのが望ましい）
・「あり」の場合は所定欄を記入する

谷部赤錆色「あり」の場合
判定基準を、(注意)表2の指定の記号で記入
（「該当なし」等の記入はマチガイ）

- ・摩耗なし ⇒ 最も摩耗した主索の番号 （ 摩耗なし ）
- ・摩損なし ⇒ 最も摩損した主索の番号 （ 素線切れなし ）
- ・錆なし ⇒ 谷部が赤さび色に見える主索の番号 （ ー ）

摩耗・摩損・錆が無いときの記入要領

■ 別添1様式 記入要領 ［実務マニュアル(P364)］

【例3】 主索交換直後などで、摩耗・摩損・錆が全くない場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える主索の番号（ 2 ）	検査結果 ☐ 要是正　☐要重点点検　☑ 指摘なし
写真 撮影した主索番号を記入する	特記事項 主索の摩耗・摩損及び錆びた摩耗粉なし

以前の記入要領と異なるので注意！

第4章　検査結果表_2(3) 主索 (6/6)

「錆」なしの時の記入要領

■ 17年版業務基準書 P254

〇定期検査報告書等の記入方法の解説

主索を新規に交換した直後で、全ての主索において錆及び錆びた摩耗粉が無い場合は、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」の「なし」を〇で囲み、判定基準欄に「ハ」を記入してください。他の記入欄は全て空欄としてください。

錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号（　　） 直径　（　　mm）　未摩耗直径（　　mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（　ハ　）	% 1構成よりピッチ内の最大の素線切れ数　本

■記入事例 6（検査結果表）

番号	検査項目				検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
(3)	主索又は鎖	主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号　（　3　） 直径（　11.8　mm）　未摩耗直径（ 12.1　mm ）	97.52　%					
			素線切れ 最も摩損した主索の番号　（　素線切れなし　） 該当する素線切れ判定基準　（　ハ　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 ~~70%超　・　70%以下~~	1よりピッチ内の素線切れ数　本 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・ なし ） 谷部が赤錆色に見える主索の番号　（　　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準　）	% 1構成より1ピッチ内の最大の素線切れ数　本			○	○	
			主索本数（　3　本） 要重点点検の主索の番号　（　　）　要是正の主索の番号（　　）						

ここまで空欄とは書いてない！

■ 実務マニュアル

P378

				主索	径の状況 最も摩耗した主索の番号　（　番号を記入　） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm）	% 1よりピッチ内の素線切れ数　本			
					素線切れ 最も摩損した主索の番号　（　番号を記入　） 該当する素線切れ判定基準　（　　） 素線切れが生じた部分の断面積の割合 ~~70%超・70%以下~~	1構成より1ピッチ内の最大の素線の切れ数　本			
◎	◎	(3)	主索又は鎖 (*)		錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 （ あり ・なし ）	%			
					谷部が赤錆色に見える主索の番号（ 番号を記入 ） 直径（　　mm）　未摩耗直径（　　mm） 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（	1構成よりピッチ内の最大の素線の切れ数　本			
					主索本数（ 本数を記入 本） 要重点点検の主索の番号（　　）　要是正の主索の番号（				

要是正　＝ 90%未満
要重点点検＝ 92%未満

判定基準は、(注意)表1で指定の記号で記入する。
（「該当なし」等の記入はマチガイ）

素線切れがない場合、両方を抹消する。

・「なし」の場合
その他の　　内項目
は記入不要。空欄とする。
（「ー」とするのが望ましい）
・「あり」の場合は所定欄を
記入する

谷部赤錆色「あり」の場合
判定基準を、(注意)表2の指定の
記号で記入
（「該当なし」等の記入はマチガイ）

協議会からのお願い：空欄は「 ー 」を記入して下さい！

第4章　検査結果表_4(6) 調速機ロープ (1/1)

■ 実務マニュアル

P389

4(6)調速機ロープ　　17 年業務基準書 P283～285 参照

① 「調速機ロープ」には、素線切れ数を記入することを除き、2(3)に準じて記入する。

② 釣合い錘側に非常止め装置がつく場合、「8. 上記以外の検査項目」に釣合い錘側調速機ロープの検査項目を追記し判定する。

〈記入例 1〉 検査項目を1行毎に記載した例

8	上記以外の検査項目
	4(6)調速機ロープ(釣合おもり側) 径の状況 直径(　　mm)　未摩耗直径(　　mm) 素線切れ 該当する素線切れ判定基準　(　　) 素線切れが生じた部分の断面積の割合　70%超　・　70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　(　あり　・　なし　) 直径 (　　mm)　未摩耗直径 (　　mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (　　)

〈記入例 2〉 検査項目を複数纏めて記載した例

8	上記以外の検査項目
	4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)
	径の状況　直径(　　mm)　未摩耗直径(　　mm)　(　　%)
	素線切れ　該当する素線切れ判定基準(　　)　素線切れが生じた部分の断面積の割合　70%超　・　70%以下
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分　(　あり　・　なし　) 直径 (　mm)　未摩耗直径 (　mm)　(　%)該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準(　　)

〈記入例 3〉 素線切れの断面積割合、赤錆色に見える部分の有無は文章で記入しても良い。

・素線切れが生じた部分の断面積の割合は「70%超え」

・錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分は「なし」

昇降機センター「Q&A」にて追加

■ 記入事例 7（釣合い錘側 調速機ロープ）　＜記入例 2 タイプ＞

8	上記以外の検査項目					
	4(6) 調速機ロープ(釣合おもり側)					
	径の状況　直径(9.0　mm)　未摩耗直径(9.1　mm)　(　98.9　%)	○				
	素線切れ　該当する素線切れ判定基準 (　ハ　)素線切れが生じた部分の断面積の割合　~~70%超　・　70%以下~~	○				
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (　あり　・(なし)　) 直径 (　　mm)　未摩耗直径 (　　mm)　(　　%)　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (　　)	○				

判定の「○」は一つでOK

■記入事例 8（釣合い錘側 調速機ロープ）　＜記入例 3 タイプ＞

8	上記以外の検査項目					
(1)	1(14)ブレーキ対策　エレベーターが正常に走行することを確認する	○				
(2)	4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)	○				
(3)	径の状況　直径(6.1mm)　未摩耗直径(6.2mm)　(98.3%)	○				
(4)	素線切れ　該当する素線切れ判定基準(ハ)　素線切れが生じた部分の断面積の割合　なし	○				
(5)	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径(なし)　該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (-)	○				

判定の「○」は一つでOK

第4章_6(10) へ

第4章　検査結果表_6(10) 底部すき間（1/2）

前回値の記入について

■ 検査結果表6(10)

番号	検査項目			検査結果				担当検査者番号
				指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	
6	ピット							
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式　ばね式・油入式　・緩衝材 制御方式　　交流1(2)段制御　・その他 前回の定期検査時　（　　mm）	mm					

P390

■ 実務マニュアル

6(10)釣合おもり底部すき間　　17年業務基準書 P315～316 参照

① 「かご、釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていない場合　⇒「要是正」

② 該当する緩衝器形式及び制御方式を○で囲んだ上で、前回の定期検査時の値を（　mm）に記入する。なお、初回の定期検査の場合(※)又は前回の定期検査時の値が確認できない場合は、（　mm）内に「－」を記入する。

(※)工事完了検査より2年以内で、完了検査時の値が分かっていれば前回値として記入する(下表e)。

③ 検査日での前回値の記載と判定

No	検査	前回値	備考
a)	前年度実施	前年度　実測値	
b)	前年度未実施	（　－　）	前年度未実施は前回値不明と同じとなる。
c)	前回値が不明の場合	（　－　）	前回値不明な場合は「要重点点検」指摘とする
d)	リニューアル (油圧⇒ロープ，機械室有⇒無)	リニューアル完了検査時 実測値	
e)	初回定期検査 (完了検査から2年以内の場合)	完了検査時　実測値	
f)	初回定期検査 (完了検査から2年を超える場合)	（　－　）	完了検査から2年超の時は前回値を不明扱いとする。 前回値不明な場合は「要重点点検」指摘とする

第4章　検査結果表_6(10) 底部すき間（2/2）

次回定期検査まで、底部すき間の基準値を確保できない場合について

■ 平成20年国告第283改正

【別表第１　ロープ式エレベーター】

P 67

		(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
六　ピット	(ｲ)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	すき間を測定する。	イ　最小値が昇降機の検査標準(JIS A4302) における「かご，釣合おもりと緩衝器の距離」の規定値を満たしていないこと又は最大値が当該検査標準における「定格速度と頂部すき間」の頂部すき間の規定値を確保できないこと。
					ロ　次回の定期検査時又は定期点検時までにイの基準に該当するおそれがあること。

P390

■ 実務マニュアル

6(10)釣合おもり底部すき間　　17 年業務基準書 P315～316 参照

④ 次回点検までに規定値を確保できない場合⇒「要重点点検」指摘とする

〈例〉油圧緩衝器の場合

[前回値　50mm]➡[今年度実測値　20mm]

⇒ 今年度変化は　△30mm　であるが、来年度　同じ変化量が発生すると緩衝器にぶつかる可能性がある。このため、このような場合は「要重点点検」指摘とする。

■ 検査結果表 6(10) 記入例

番号	検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
6	ピット							
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式　ばね式　油入式・緩衝材 制御方式　交流1(2)段制御・その他 前回の定期検査時　（　50　mm）	20 mm		○			

【注意！】

前回値不明の「要重点点検」指摘は別添様式2の写真は不要ですが

別表第１(に)判定基準により「要是正」「要重点点検」指摘となった場合は、

「別添2様式」にて写真の添付が必要です。

第4章_耐震既存不適格 へ

第3･4章　耐震関係_既存不適格(1/3)

P362

■ 実務マニュアル

(1)「既存不適格」を設置時期で判定する項目　[17 年版業務基準書 P201]

設置後に施行された新法令及び改正法令に対し、適合していない場合は「既存不適格」として判定する必要がある。今回の「平 20 国告第 283 号改正」では、耐震関係の既存不適格判定項目が多く追加された。その中には、「状態」での判定が難しい項目があるため、新たに「設置時期」での判定が付加された。

この「設置時期」の耐震関係既存不適格項目は次にて判定を行う。

① 告示「平 25 国告第 1047 号」「平 25 国告第 1048 号」の施行日「平成 26 年 4 月 1 日」以前に確認申請書が交付された昇降機の当該項目が「既存不適格」の判定となる。

② 「設置時期」で判定する項目は、17 年業務基準書「4.2 平成 20 年国土交通省告示第 283 号別表の解説」の表の「既不」欄に「時期」と記載されている項目が該当する。(本作成要領書においても、次ページ「(3) 既存不適格の判断基準」の「時期による判定」欄に「○」を付し示す。)

＜別表の解説例＞

	(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	既不	解	
18	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。	時期	*	
		ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	状態	*	

③ 「設置時期」で判定された「既存不適格」は、特記事項欄に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記載しなければならない。記入例は、第4章 1. 主索又は鎖で吊るエレベーター (4)「特記事項」例を参照のこと。

設計書や製造者等により、告示「平25国告第1047号・1048号」の実施を確認できない限りは設置時期での判定となる。

(3)既存不適格の判断基準　[17年業務基準書 P47～51]

赤字：追加

P363-366

① 平20国告第283号 別表第1(ロープ式エレベーター) 及び別表第2(油圧エレベーター)

番号	施行年月日	検査項目	目的・説明	準拠法令	時期(※)による判定
1(1) *1(1)	昭和46年1月1日	機械室への通路及び出入り	・機械室の戸の設置及び施錠の状況 (出入口の幅70cm以上、高さ1.8m以上、鋼製施錠付き) ・手すりの取付け状況、階段の状況 (階段のけあげ23cm以下、踏面15cm以上、側壁又は手すりの設置)	令第129条の9第四号 令第129条の9第五号	
1.(2) *1(2)	昭和46年1月1日	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	・換気装置の設置及び作動の状況 (機械室の換気上有効な開口部又は換気設備の設置)	令第129条の9第三号	
1.(4) *1(2)	平成24年8月1日	救出装置	・ワイヤーロープを壁、床その他の建築物の部分に行程することその他の必要な措置	平12建告第1413号第1第一号ロ 第三号ト 告示改正の項番追	
1(18) *1(20)	昭和56年6月1日 平成21年9月28日 平成26年4月1日	駆動装置等の耐震対策	・駆動装置の耐震対策 (機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況)	令第129条の4第3項第四号 令第129条の8第1項 平21国告第703号 平20国告第1498号 平25国告第1047号	○
*1(19)	平成26年4月1日	高圧ゴムホース	・油漏れ及び損傷の状況(高圧ゴムホース)	平25国告第1047号	○
*2(1)	平成26年4月1日	圧力配管	・圧力配管の取付け状況	平25国告第1047号	○
2(3) *2(3)	平成26年4月1日	主索又は鎖	・主索の径の状況 ・鎖の摩耗の状況	平25国告第1047号	○
2(5)	平成26年4月1日	主索又は鎖の緩み及び調速機ロープの取付部	・昇降路の横架材並びにかご及び釣合いおもりにおける止め金具の取付け状況(調速機ロープの取付け部)	平25国告第1047号	○
*2(5)	平成26年4月1日	主索又は鎖の緩み及び調速機ロープ	・かご及びシリンダーにおける止め金具の取付けの状況	平25国告第1047号	○

283号改正により追加された「既存不適格対象検査項目」は朱記で示す

【その他注意点】① 段差解消機，いす式階段昇降機に告示「平25国告第1047・1048号」を適用
② 小荷物4(2)に対して告示「平20国告第1446号第七号」を適用

第3･4章　既存不適格_耐震関係 (2/3)

「設置時期で判定した耐震関係の既存不適格」の特記事項の書き方

■ 17年版 業務基準書 P201

設置時期が施行日より以前のものは既存不適格と判断し、特記事項に**「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」**と記入して下さい。

■ 記入事例 1「設置時期が施行日より以前にも関わらず指摘なし」

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(18)	駆動装置等の耐震対策		ロープガードなし	既存不適格のため対策を要望します。	
2(9)	戸開走行保護装置		戸開走行保護装置なし	既存不適格のため対策を要望します。	
2(10)	地震時等管制運転装置		P波センサーなし	既存不適格のため対策を要望します。	
4(14)	昇降路内の耐震対策		ｶﾞｲﾄﾞｼｭｰのかかり代不足	既存不適格のため対策を要望します。	
6(12)	ピット内の耐震対策		ｶﾞｲﾄﾞﾚｰﾙとのかかり代不足	既存不適格のため対策を要望します。	

■ 記入事例 2「設置時期が施行日より以前にも関わらず指摘なし」

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(18)	駆動装置等の耐震対策	未施工	既存不適格	現行法規に照らし、駆動装置等の耐震対策の施工を望みます。	----
2(9)	戸開走行保護装置	未施工	既存不適格	現行法規に照らし、戸開走行保護装置（ＵＣＭＰ）に適合した対応機種への改修を望みます。	----
2(10)	地震時等管制運転装置	未施工	既存不適格	現行法規に照らし、地震時管制運転装置の改造を望みます	----
4(14)	昇降路内の耐震対策	未施工	既存不適格	現行法規に照らし、昇降路内の耐震対策の施工を望みます。	----

■ 記入事例 3「対象既存不適格検査項目だが、『設置時期で既存不適格を判断』の記入がない」

2(3)	主索又は鎖（既存不適格）	耐震対策	現行法に合わせた主索の改善が必要	安全性向上のため対策検討	―
2(5)	主索の取付部（既存不適格）	耐震対策	現行法に合わせた主索取付部止め金具の改善が必要	安全性向上のため対策検討	―

平25国告第1047号･1048号施行日 H26.4.1以前設置の昇降機は、耐震設計書、製造者設計書等によりH25国告第1047･1048号を満足していることを確認しない限りは設置時期で既存不適格を指摘する必要があります。
指摘時には、特記事項に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と明記下さい。

第3･4章　既存不適格_耐震関係（3/3）

「設置時期で判定した耐震関係の既存不適格」の特記事項の書き方

➢「設置時期での既存不適格を判断」の明記有り

■ 記入事例４「理由明記」

特記事項

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
1(18)	駆動装置等の耐震対策	未施工	既存不適格	現行法規に照らし、駆動装置等の耐震対策施工を望みます。耐震関係は設置時期で既存不適格を判断。	----

■ 記入事例５「理由明記」

1(18)	駆動装置等の耐震対策（既存不適格）	耐震関係は設置時期で既存不適格を判断。	現行法令に適合するように改善。	―――

■ 記入事例６「理由明記」

2(3)	主索又は鎖	主索の径の状況：摩耗部分の直径測定	平成２６年４月改正の建築基準法に対し既存不適格。平成２６年４月１日以前の設置のため既存不適格と判断（既存不適格）	現行法の耐震評価が必要です。	----

➢　少し考えてほしい記入表現

当該エレベーターの耐震設計書等にて「平成25国告第1047･1048号」を確認していれば問題ないが･･･

■ 記入事例７

1(19)	高圧ゴムホース	設置の状況	平25国告第1047号に適合しない	平25国告第1047号に適合するように改善を要望します	

■ 記入事例８

2(3)	主索又は鎖	既存不適格	主索(鎖)が(平25国告第1047号に)適合しない	主索(鎖)の(平25国告第1047号に)改善	未定

■ 記入事例９

1(18)	駆動装置等の耐震対策（既存不適格）	ﾏｼｰﾝﾋﾞｰﾑの状況	e.ﾏｼｰﾝﾋﾞｰﾑが（平25国告第1047号に）適合しない	ﾏｼｰﾝﾋﾞｰﾑの（平25国告第1047号に）改善が望まれます	

■ 記入事例 10

1(19)	高圧ゴムホース	既存不適格	高圧ゴムホースが(平25国告第1047号に)適合しない※平成26年4月1日以前の設置が対象	高圧ゴムホースの(平25国告第1047号に)改善	未定

■ 記入事例 11

2(3)	主索又は鎖	主索の径の状況	主索及びその端部が平25国告第1047号の規定を満たしていないため「既存不適格」		----

■ 記入事例 11

1(18)	駆動装置等の耐震対策	H26年4月1日施行の法規に対して既存不適格（機械室機器の転倒、移動防止対策、ロープガード等の状況）	現行法に基づく施工を望みます	

「設置時期で既存不適格と判断」するのは、検査員には当該エレベーターの耐震設計書等を確認するのは難しく、現地での状態確認でも判断がつかないため、設置時期で判断するもの。
従って、当該エレベーターの耐震設計書等にて「平成25国告第1047･1048号」を満足していないことを確認しているなら「適合していない」と明記するのは妥当であるが、確認していないなら業務基準書指示どおり「設置時期で既存不適格と判断」と記入して頂きたい。

第4章　特記事項の記入要領

■ 実務マニュアル

検査結果表「特記事項」 欄　（次頁「特記事項」記入例を参考とすること）

① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（年月）」欄に当該年月を（　）書きで記入する。

② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。

a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘，改善内容　[必須]

b) 設置時期で判断する耐震関係既存不適格は、「耐震関係は設置時期で既存不適格」と記入する。　[必須]

c) 「既存不適格」の具体的指摘，改善内容　等　[必須ではないが記載するのが望ましい　記載する場合、全既存不適格を記入する]

d) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時　[必須]

e) 6(10)すき間　前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由　[必須]

f) ピット冠水、昇降路入室できない場合の測定不可項目　[必須]

g) 巻上機ブレーキの「プランジャーストローク」検査項目において製造者が指定する項目　[必須]

【記載上の注意】

イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、次の内容を明記する。（「特記事項」記入例参照]）

- 該当する検査項目の番号
- 「検査項目」欄には、検査項目と指摘レベル（「要是正」もしくは「要重点点検」）
- 「指摘の具体的内容等」欄には、指摘した判定理由が明確に分るように記入する。

〈例〉6(6) ピット漏水による機器の発錆あり（要是正）　[「ピット漏水」だけでは説明不足]

1(2) 機械室に荷物有り定期点検作業に支障あり（要是正）[「機械室に荷物有り」だけでは説明不足]

ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入する。「指摘の具体的内容等」欄には「既存不適格」とした具体的内容を記入する。

ハ) 説明文章

- 昇降機装置名，部品名等の社内用語はさけ、共通な用語を用いる。
- 具体的に記入する。
- 平易な表現とする。

③ 「その他」要望事項

法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、「その他」事項として「特記事項」に記載し、管理者（所有者）へ改善要望を行う。

「その他」での要望事項は別添2様式の添付を必須としていないものの、状況を明確する上でも添付が望ましい。

〈例〉停電時自動着床装置のバッテリー劣化など

「特記事項」について最後に

検査結果表の判定と特記事項に整合性が必要です。283改正で既存不適格の指摘数が増えたことも要因にあると思いますが、検査結果判定結果と不一致が散見されます。（特に、指摘しているのに特記事項記載がない、指摘ないのに特記事項に記載があるなど単純ミスが多い。）

検査結果表作成後、判定結果と特記事項記載内容について再度確認をお願いします。

検査結果表 記入要領_抹消と選択

【ロープ式エレベーター】

P117-119

■ 平20国告第283号改正　別記第一号(A4)

（注意）抜粋

① この書類は、昇降機ごとに作成してください。その際に、「昇降機番号」欄には、建築基準法施行規則別記第36号の４様式第二面５欄の番号を記入してください。

② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

③ [illegible] 3欄に記入した検査者について [illegible] 当該昇降機の検査を行った検査者が１人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。

④ 検査項目のうち、その点検事項が点検の対象のエレベーターに適用されないことが明らかなものについては、その「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。

⑫ １(8)「絶縁」には、該当する回路及び電圧区分を○で囲んだ上で、右欄に検査で測定した抵抗値を記入してください。

⑬ １(12)「綱車又は巻胴」には、「イ.」を○で囲んだ上で、左欄に製造者が指定する要是正となる基準値を記入し、右欄に検査で測定した寸法を記入してください。ただし、製造者の倒産等により製造者が指定する基準値を知り得ない場合 [illegible] 準値により判定した場合は、「ロ.」を○で囲んだ上で、左欄に要 [illegible] 欄に検査で測定した寸法を記入してください。綱車と主索の滑り等により判定した場合は、「ハ.」を○で囲んだ上で、別表第１（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。加えて、複数の溝間の摩耗差の状況により判定し、別表第１（に）欄に掲げる判定基準に該当しない場合は「適」を、該当する場合は「否」を○で囲んでください。

検査項目が該当しないときは、検査項目ごと抹消線で抹消

選択項目を選ぶきは、「○」で囲む

選択項目を選ぶ

番号		検査項目			検査結果 指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	担当検査者番号
(7)	制御器	ヒューズ			○				
(8)	制御器	絶縁	~~電動発電機の回路（300V以下・300V超）~~	~~MΩ~~	○				
			電動機の回路（300V以下・300V超）	200 MΩ					
			~~制御器等の回路の300Vを超える回路~~	~~MΩ~~					
			制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路	200 MΩ					
			制御器等の回路の150V以下の回路	200 MΩ					
(9)	制御器	接地			○				
~~(10)~~	~~階床選択機~~								
(11)	巻上機	減速歯車			○				
(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 （ －3.0 mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 （ mm）	－1.0 mm	○				
			ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	適・否					
			複数の溝間の摩耗差の状況	適・否					

検査適用外 項目毎抹消

(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 （ mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 （ mm）	mm	○				
			ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	適・否					
			~~複数の溝間の摩耗差の状況~~	~~適・否~~					

検査適用外 項目毎抹消

(12)	巻上機	綱車又は巻胴	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 （ mm） ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する要是正となる基準値 （ mm）	mm	○				
			ハ. 綱車と主索の滑り等により判定	適・否					
			複数の溝間の摩耗差の状況	適・否					

検査適用外 項目毎抹消

個別情報_問合せ対応

「昇降機等定期検査報告 個別情報」の問合わせについて

東京都 指導により

幣協議会で保有している「昇降機等定期検査報告の個別情報」は、個人情報保護の観点から検査会社様の問合わせにも回答することはできません。

所有者・管理者様が保有する当該書類を確認するか、所轄行政庁の定期検査報告概要書閲覧にて、ご確認をお願い致します。

初回報告などで、幣協議会オリジナルの登録番号不明な時は、定期検査報告書の当該欄を空欄にて提出下さい。幣協議会で追記し特定行政庁へ提出します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い致します。